

## 第30回米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会の概要

○開催日時 令和4年3月25日（金）1030～1130

○場 所 京丹後市峰山庁舎 2階201～203会議室

○出席者 【京丹後市】副市長

【京都府】総務部副部長、丹後広域振興局地域連携・振興部長（丹後広域振興局長代理）

【京都府警察本部】警備部理事官（警備第一課長代理）

【京丹後警察署】警備課長（京丹後警察署長代理）

【地域住民代表】京丹後市区長連絡協議会会長

宇川連合区長会会長兼京丹後市袖志区長

京丹後市防犯委員会会長

京丹後市女性連絡協議会副会長

京丹後市尾和区長

京丹後市中浜区長

島津連合区長

【米軍経ヶ岬通信所】第14ミサイル防衛中隊長

【航空自衛隊】経ヶ岬分屯基地第35警戒隊長

【近畿中部防衛局】企画部長、業務課長（管理部長代理）、京丹後現地連絡所長

○近畿中部防衛局からの説明

### I 経ヶ岬通信所における状況等

（1）隊舎入居に係る状況

（2）三角地の整備

（3）交通事故の状況等

### II 住民の安全・安心

（1）交通安全に対する取組

（2）交通誘導及び巡回警備

（3）水質調査及び藻場分布状況の確認

### III 日米交流及び地域振興策の状況

（1）日米交流等

（2）まちづくりへの支援

### IV その他

（1）新型コロナウイルス感染症対策

（2）ドローン等の飛行禁止に係る周知看板の設置

（3）近畿中部防衛局広報誌

○米軍経ヶ岬通信所司令官の挨拶

- ・ この会議にお招きいただき感謝する。
- ・ 1月に新型コロナウイルス感染者が発生した際、保健所や医療機関に支援いただき感謝する。経ヶ岬通信所職員の中で、3回目のワクチン接種者が増加してきており、感染予防対策及びワクチン接種の効果が地域の懸念の軽減に繋がることを願っている。
- ・ 前回の連絡会以降、住居支援区域内の隊舎への兵士の入居が完了した。携わっていただいた多くの作業員、エンジニア、市の関係者や地域の皆様方には、これまでの協力に感謝する。
- ・ 発電機については、引き続きメンテナンス及び必要不可欠な時のみに限定した使用にとどめるよう努める。避けられない緊急時の使用については、ご理解をお願いする。
- ・ 来月、丹後文化会館にて開催するイースターエッグハントへの参加を楽しみにしている。

○防衛局の説明・構成員の意見等の概要

(1) 三角地の整備

**【説明要旨】**

- ・ 三角地の整備については、先般完了した第Ⅱ期工事の計画には含まれておらず、引き続き、米側において設計を行っている段階と聞いている。また、米側内部の各種承認手続や予算確保が必要と聞いており、現時点では、整備の内容や時期などについて具体的な情報はない。しかしながら、三角地は、通信所への円滑な車両入門のため、進入路等の設置を目的として米側へ提供した土地であり、地域の交通安全に資することからも、可能な限り早期に整備が行われるよう、米側に継続して働きかけるとともに、新たな情報に接した場合には、この連絡会等を通じて情報共有する。 (近畿中部防衛局)

**【意見要旨】**

- ・ 地元の交通安全につながる通信所への円滑な車両入門を確保するためにも、早期に三角地の整備に着手するよう努めていただきたい。 (京都府)
- ・ 市民の皆さんから大切な財産を提供していただいた用地であり、提供当時の趣旨に沿って、早期の着工・完成に向けて、米側への働きかけをお願いしたい。 (京丹後市)

**【回答要旨】**

- ・ 通信所への円滑な車両入門を確保することを目的として提供しており、当局としても提供の趣旨に沿って整備されるよう引き続き米側に求める。 (近畿中部防衛局)

(2) 交通事故の状況等

**【説明要旨】**

- ・ 米軍関係者による交通事故については、昨年11月から本年2月末までの間で、3件の物損事故が発生した。近畿中部防衛局としては、交通事故の情報に接した後、速やかに米軍へ再発防止を徹底するよう、注意喚起を行った。
- ・ 地元と米軍との交通安全に資する情報共有については、昨年11月から本年2月末までの間に、野生動物に関する目撃情報が5件あり、これらの目撃情報については、速やかに地元と米軍へ情報共有がな

されている。近畿中部防衛局としては、本資料を地元と米軍に提供するとともに、引き続き、地元と米軍との交通事故の未然防止につながるよう取り組む。

- ・ エリオット司令官におかれては、引き続き、米軍関係者に対する安全運転の注意喚起や交通安全講習会への参加を促すとともに、地元との有益な情報共有に取り組むなど、交通事故の未然防止対策に向けて指導方よろしく願います。(近畿中部防衛局)

#### 【意見要旨】

- ・ 今回、報告のあった3件の交通事故は、軽微なものであったとのことであるが、交通事故の報告があったことを踏まえ、引き続き、効果的な未然防止策を講じるとともに、通信所の米軍関係者への交通安全教育を徹底いただきたい。また、地域の交通安全の確保に必要な情報については、迅速かつ適切に提供いただきたい。(京都府)
- ・ 隊舎での居住開始に伴い、京丹後市内の市街地等への自家用車での移動の頻度が増えると考え。交通事故の未然防止と交通安全の徹底を改めて要請する。(京丹後市)
- ・ ヘアピンカーブの解消により安全確保が格段に改善されることから、(仮称)屏風岩橋の事業化について検討いただきたい。(京丹後市)

#### 【回答要旨】

- ・ 近畿中部防衛局としては、交通安全について、これまで機会あるごとに、米側に対して注意喚起を行うとともに、交通安全マップ及びポスターの作成・配布、交通安全講習会の実施など、各種施策に取り組んできており、引き続き、交通事故の未然防止に努めるとともに、地域の交通安全の確保に必要な情報の提供については、野生動物の目撃情報などの情報に接した場合には、地元と米軍との情報共有に取り組むなど、引き続き、適切に対応してまいります。
- ・ (仮称)屏風岩橋の事業化については、自衛隊車両の通行による障害など実態を踏まえたうえで検討する必要があると考えている。(近畿中部防衛局)

### (3) 水質調査及び藻場分布状況の確認

#### 【説明要旨】

- ・ 経ヶ岬通信所においては、第Ⅱ期工事において、浄化槽の設置及び排出先の整備工事が完了し、浄化槽による汚水処理が行われている。米軍の浄化槽は、隣接する空自基地と同様の仕様であり、日本の環境の基準に適合することを前提として製作された日本製と承知しており、また、米側において、日本の浄化槽法が定めるところと同様、毎年1回の排出水の水質検査を含め、日本で行われている管理と同様の保守・点検を行い、周辺環境に影響を及ぼさないよう徹底すると聞いている。
- ・ 加えて、近畿中部防衛局においては、地元のご要望を踏まえ、処理水の排出による海の環境への影響を確認するため、周辺海域の海水の水質調査と藻場分布状況確認を、排出開始の前後で比較できるよう、継続的に調査を行っている。浄化槽の運用開始から約1年が経過し、今般、米軍人の隊舎入居が完了したこと及び海藻類の繁茂時期を踏まえ、3月1日及び2日に、排出開始後2回目の水質調査及び藻場分布状況の調査を実施した。調査結果については、現在、データの分析を行っているところであり、準備が整い次第、改めて連絡会の場等において報告する。(近畿中部防衛局)

#### 【意見要旨】

- ・ 軍人の隊舎への入居が完了したことを踏まえ、通信所からの排水により、周辺環境に影響を及ぼすことのないよう、引き続き、浄化槽の適切な管理に努めるとともに、今回の水質調査及び藻場分布状況の確認における結果などを踏まえ、判明した通信所からの排水開始後における周辺環境への影響等については、連絡会などの場で丁寧に報告いただきたい。  
(京都府)

#### 【回答要旨】

- ・ 令和3年3月以降、米側での水質検査が日本の業者によって実施されており、当局としても浄化槽が適切に管理されていると認識している。  
(近畿中部防衛局)

#### (4) 日米交流等

##### 【説明要旨】

- ・ 日米交流事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、残念ながら今年度も当局主催のイベントを開催することはできなかった。他方で、米側独自の音楽会・ハロウィンパーティ等の文化交流や海岸清掃等のボランティア活動は行われ、良き隣人となれるよう米軍も努力している。また、京丹後市国際交流協会においても、音楽会等のイベントを開催し、米軍との交流の機会を絶やさないよう尽力されており、当局も微力ながらこうした機会に協力している。当局としても、市民の皆様と米軍との相互理解の促進は重要であると考えており、引き続き、新型コロナの状況を慎重に見極めつつ、市民の皆様のご意見を伺いながら、来年度に向けて、積極的に交流事業の企画、支援に努めていく。  
(近畿中部防衛局)

##### 【意見要旨】

- ・ 市では宇川地域のさらなる地域振興の拠点施設として、新たなコミュニティ施設の建設を検討している。完成は少し先になるが、この施設を活用した交流事業を含めて、隊舎居住を機に、良き隣人として米軍関係者と地元との交流が進むことを願っている。  
(京丹後市)
- ・ 先日行われた隊舎の完了式の際、在日米陸軍司令官と中山市長の会話の中で通信所の施設を開放した地域住民との交流行事についての前向きな発言があったとのことであり、実現に向けて検討をお願いしたい。  
(京丹後市)

##### 【回答要旨】

- ・ 新たなコミュニティ施設の整備は、地元の方々と米軍関係者との相互理解を一層促進させたいと考えている当局としても大変心強い動きであり、完成後には、当局主催の交流事業においても活用させていただきたい。
- ・ 通信所内でのイベントについては、要望を米側に伝えるとともに、当局としてもどのような形で協力ができるか検討する。  
(近畿中部防衛局)

## (5) 新型コロナ感染症対策

### 【説明要旨】

- ・ 現在、全国の米軍基地では、基地内におけるマスク着用義務が解除され、国が雇用する日本人従業員と接触する場合には、マスクの着用を推奨することとされているが、経ヶ岬通信所においては、地域の感染状況を踏まえ、地元の皆様の安心に繋がるよう、基地内においてもマスク着用を継続していくと米側から説明を受けている。なお、基地の外においては、在日米軍の方針によりマスク着用義務が継続されている。
- ・ ワクチンに関しては、経ヶ岬通信所に勤務する軍人・軍属のうち希望者に対して3回目の接種が実施された。なお、国が雇用する日本人従業員についても、希望者は在日米軍から追加接種を受けられるとの方針を防衛省は決定しており、希望者は、前述の軍人・軍属と共に医療チームから追加接種を受けた。
- ・ 新型コロナ感染症対策については、引き続き日米間で連携の上、適切に取り組んでいく。

(近畿中部防衛局)

### 【意見要旨】

- ・ 本年1月に、経ヶ岬通信所に勤務する米軍関係者の陽性が判明した際には、府の保健所、防衛局、米側の間で連携がとられ、円滑な対応が行えたことに御礼申し上げます。引き続き、保健所と米軍が緊密に協力した上で、通信所内や居住地等における感染症対策について、徹底するよう努めていただくとともに、今後も、万が一、米軍関係者の新たな陽性が判明した場合には、保健所の実施する調査や措置等に対し、積極的に協力いただきたい。(京都府)
- ・ 先日、経ヶ岬通信所におけるマスク着用の徹底についての要請文書を防衛局及び米側にお送りしたところだが、早速の対応をいただき感謝する。引き続き、新型コロナ感染症対策について、日本側と同等・同様の対策の徹底・継続をお願いします。(京丹後市)

### 【回答要旨】

- ・ 新型コロナ対応については、地域の感染状況を踏まえ、地元の安心につながるよう、基地内においてもマスク着用を継続していくと米側から説明を受けており、引き続き日米間で連携を取りつつ、感染拡大防止に努める。(近畿中部防衛局)

## (6) その他

### 【意見要旨】

- ・ 重要土地等調査法について、現在、国において注視区域及び特別注視区域の指定に向けて準備が進められていると認識している。この指定に当たっては、衆参両院の附帯決議として、当該区域に属する地方公共団体の意見を聴取する旨を基本方針に定めること等が示された。区域指定のあり方については、地元自治体としても強い関心を持っており、ぜひ、地元の意見を前広にお伝えしたいと考えていることから、意見聴取に関して、具体的な時期や手続き方法など、関連する情報があれば速やかに情報共有をお願いします。(京丹後市)

**【回答要旨】**

- ・ 重要土地等調査法については内閣府及び内閣官房が主管となっているが、防衛省としては、施行に向けた準備が行われており、区域指定は土地等利用状況審議会の意見を踏まえて決定されるものと承知している。指定される施設の数や時期などは決まっていないが、今後とも情報収集に努め、得られた情報については適宜共有する。  
(近畿中部防衛局)

**【意見要旨】**

- ・ 昨今の国際情勢を見ていると、レーダーが設置されていることによって真っ先に狙われるのではないかと、狙われてもこの地域にはシェルターなどの逃げる所がなく不安に思うことがある。杞憂で終わることを願っている。  
(地域住民代表)

**【回答要旨】**

- ・ 通信所が所在することによりリスクが増加するとは考えていない。他方、そのようなご意見を伺うためにも、当連絡会は重要な機会と考えている。  
(近畿中部防衛局)

**【意見要旨】**

- ・ 防衛局の現地連絡所や市の窓口など現場での対応に感謝している。一方で、幹部との距離が遠いと感じており、地域の実情の吸上げが十分でないと感じている。  
(地域住民代表)

**【回答要旨】**

- ・ 地元の様々な意見を伺うことは重要と考えており、今後とも連絡会の場等で様々な意見をお聞きし、丁寧な対応を行ってまいりたい。  
(近畿中部防衛局)

**【意見要旨】**

- ・ 以前台風被害があった際、地元でなかなか動ける人が少ない中、率先してボランティア活動を行ってくれた米軍に感謝している。また、以前は道路事情が酷かったが、整備され改善されてきたと感じる。  
(地域住民代表)

以上

## 第30回米軍経ヶ岬通信所の設置に係る 安全・安心対策連絡会説明事項

### I 経ヶ岬通信所における状況等

#### (1) 隊舎入居に係る状況【資料1】

- ・ 軍人の隊舎への入居が2月4日に完了
- ・ 3月1日に米側により生活関連施設完了式が開催

#### (2) 三角地の整備【資料2】

- ・ 米側は三角地において、進入路及び入門管理所を整備する計画
- ・ 現在、米側において設計を行っているところと承知しており、引き続き、早期の整備を働きかけ

#### (3) 交通事故の状況等【資料3】

- ・ 交通事故の件数等

### II 住民の安全・安心

#### (1) 交通安全に対する取組

##### ア 交通安全講習会等【資料4】

- ・ これまでの開催実績
- ・ 次回の交通安全講習会については、コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ計画予定

##### イ 集団通勤

- ・ 軍属については、ワンボックスカーの利用や乗用車の相乗りによる集団通勤を継続して実施

#### (2) 交通誘導及び巡回警備【資料5】

- ・ 交通誘導及び巡回警備業務を継続して実施

#### (3) 水質調査及び藻場分布状況の確認【資料6】

- ・ 令和4年3月1日及び2日に排出開始後2回目の調査を実施。分析完了後、結果を共有予定。

### Ⅲ 日米交流及び地域振興策の状況

#### (1) 日米交流等 【資料7】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度も防衛局主催イベントを開催できなかったが、海岸清掃への協力やハロウィーンパーティー、音楽会の開催といった米軍のボランティア活動は継続
- ・ 京丹後市国際交流協会においても、音楽会等のイベントを開催し、米軍との交流を絶やさないよう尽力されているところ
- ・ 来年度に向けて、新型コロナの感染状況を見つつ、地元の意見を聞きながら、引き続き積極的に交流事業を企画

#### (2) まちづくりへの支援 【資料8】

今年度実施中の防衛省補助事業等

##### ア 生活・産業関係

- ・ 再編交付金事業 4件  
京丹後市市民総合検診事業ほか
- ・ 民生安定事業 1件  
消防施設（新規）
- ・ 障害防止事業 1件  
尾和用水路改修事業（継続）

##### イ 交通環境整備関係

- ・ 道路改修等事業（補助金） 3件  
浜丹後線（上野平バイパス、宮バイパス）ほか
- ・ 道路改修等事業（工事費） 1件  
178号線（袖志工区、カマヤ工区）

### Ⅳ その他

#### (1) 新型コロナ感染症対策

- ・ 経ヶ岬通信所においては、基地内外でのマスク着用継続等、感染防止対策を実施中
- ・ また、同通信所勤務の軍人・軍属のうち希望者に対して、在日米陸軍の医療チームによるワクチンの追加接種（3回目の接種）を実施
- ・ 国が雇用する日本人従業員については、在日米軍によるワクチンの追加接種が可能とされているところ、同通信所における希望者は、上記機会に併せて接種済み



**(2) ドローン等の飛行禁止に係る周知看板の設置【資料9】**

- ・ 経ヶ岬通信所およびその周辺地域上空におけるドローン等の飛行禁止に係る周知・広報を行うため、本年3月10日に看板を設置

**(3) 近畿中部防衛局広報誌**

- ・ 本年2月に「経ヶ岬通信所だより」の第10号を発行

以 上

# 第30回 米軍経ヶ岬通信所の設置に係る 安全・安心対策連絡会説明資料

令和4年3月  
近畿中部防衛局

# 生活関連施設完了式（令和4年3月1日）

米陸軍経ヶ岬通信所により、日米双方の来賓を招いて生活関連施設の完了式が開催され、式典に引き続いて、施設内の見学等が行われました。



# 米軍経ヶ岬通信所 第Ⅱ期工事計画図

【資料2】

米軍経ヶ岬通信所



国土地理院の地理院地図を利用

※第二期工事終了

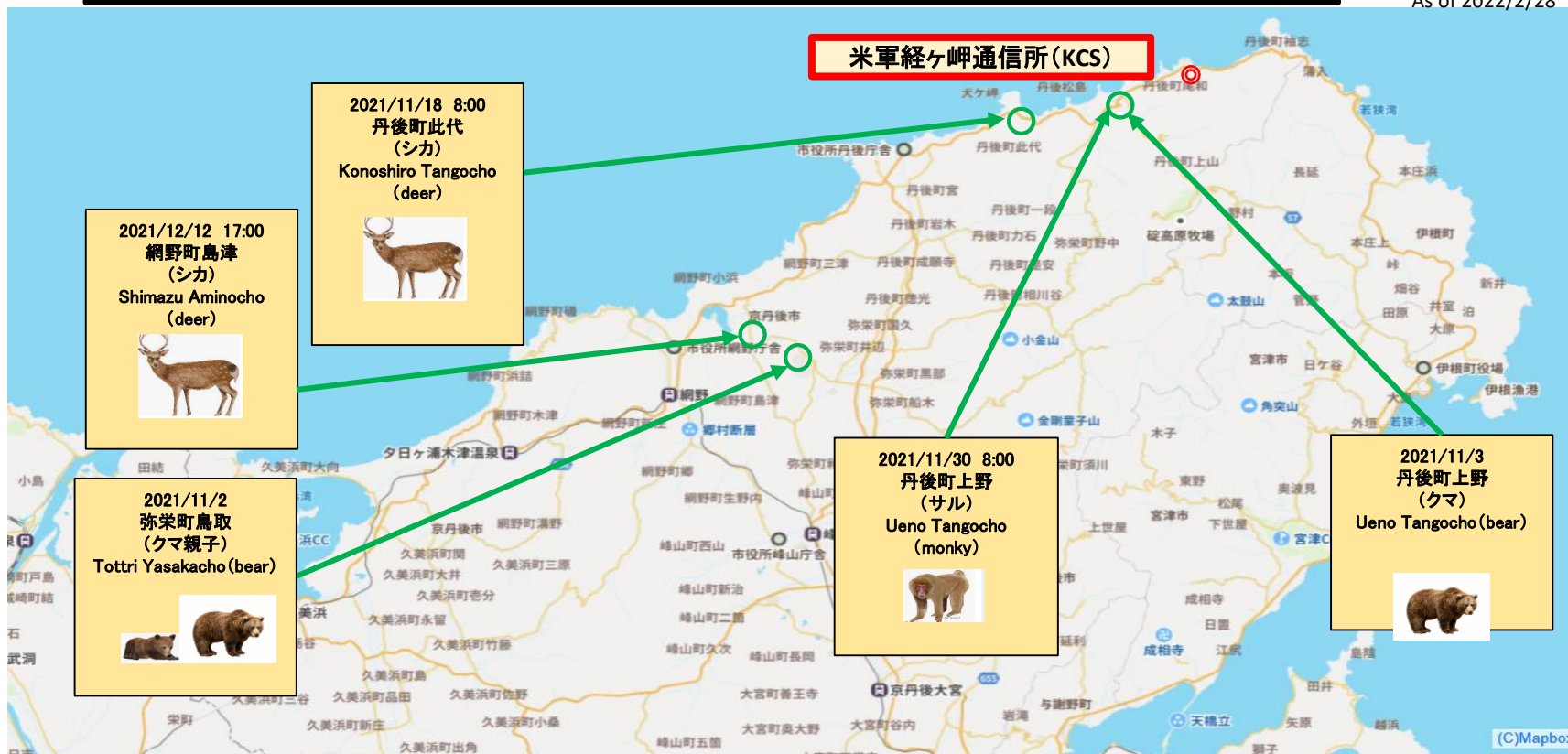
交通事故について  
(令和3年11月～令和4年2月末)

物損事故 3件

野生動物目撃情報位置図(2021年11月～2022年2月)

Wildlife sighting information location map (Nov 2021~Feb 2022)

2022/2/28 現在  
As of 2022/2/28



## ○ これまでの開催実績

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>10月 2日 第1回</li> <li>1月16日 第2回</li> </ul> </li> <li>・平成27年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>5月13日 第3回</li> <li>8月27日 第4回</li> <li>12月 9日 第5回</li> <li>12月14日、15日、22日 講義</li> <li>1月27日 第6回</li> </ul> </li> <li>・平成28年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>4月 7日 第7回</li> <li>7月22日 第8回</li> <li>10月21日 第9回</li> <li>12月13日 第10回</li> </ul> </li> <li>・平成29年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>4月13日 第11回</li> <li>7月24日 第12回</li> <li>12月 5日、13日 第13回</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>4月23日 第14回</li> <li>7月23日 講義</li> <li>10月12日 第15回</li> <li>12月10日 講義</li> <li>3月13日、14日 講義等</li> </ul> </li> <li>・令和元年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>5月15日 第16回</li> <li>8月21日 講義</li> <li>9月24日 第17回</li> <li>12月12日 第18回</li> </ul> </li> <li>・令和2年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>6月29日 第19回</li> <li>11月24日 第20回</li> </ul> </li> <li>・令和3年度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>7月29日 講義</li> <li>11月 8日 第21回</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|

# 交通誘導・巡回警備実施状況

## ○ 宇川小学校前での児童の交通誘導



## ○ 周辺地域の巡回(車両)



## ○ 周辺地域の巡回(ルート)





# 水質調査及び藻場分布状況

## ○水質調査及び藻場分布状況の確認について（排出開始後 2 回目）

・実施日

令和 4 年 3 月 1 日～ 2 日

・水質調査

水質調査地点（3 か所）において船上から海水を採取し、各調査項目について分析を行った。

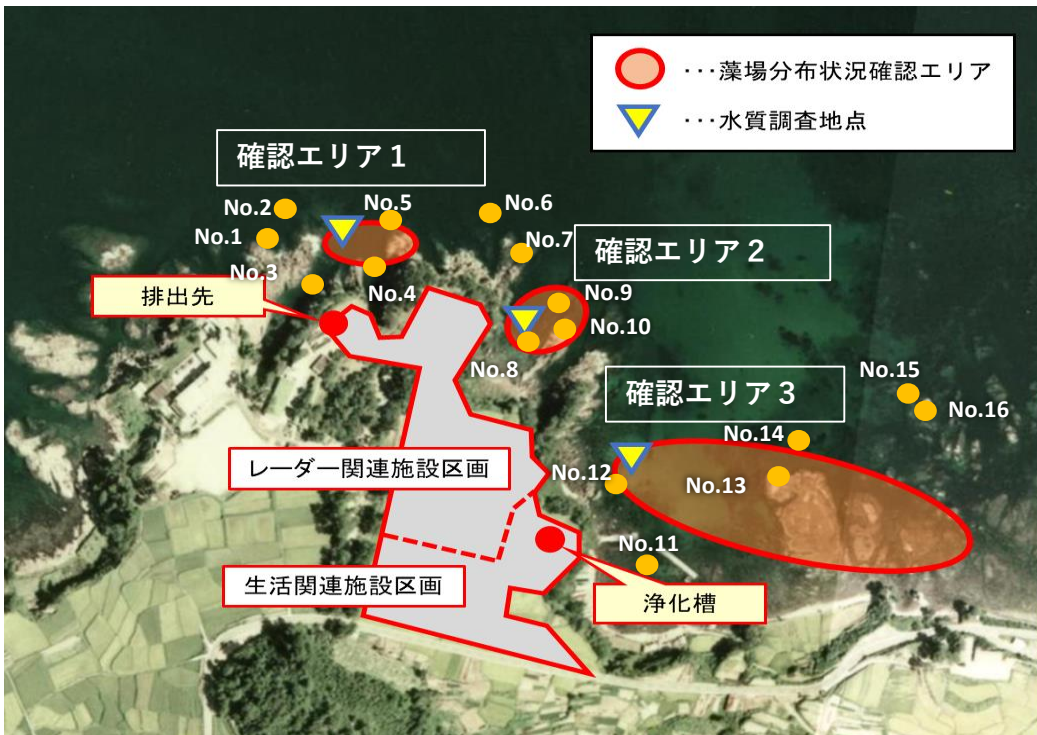
・藻場分布状況の確認

確認エリア（3 か所）から代表的な藻場分布箇所を選定し（全 16 地点）、海藻草類の生育状況の確認を行った。

・これまでの調査実績

排出開始前：令和 2 年 6 月

排出開始後 1 回目：令和 3 年 7 月



## 地域との交流

### ○ 袖志区海岸清掃（令和4年3月21日）

※袖志区において実施されている海岸清掃に、防衛局の職員や空自経ヶ岬分屯基地の隊員、米軍経ヶ岬通信所に勤務する軍人・軍属等の有志がボランティア活動として参加しているもの。



## 令和 3 年度 防衛省補助事業等実施状況

## 【生活・産業関係】

## ●再編交付金事業（基金）・・・4件

事業名	事業主体
京丹後市市民総合検診事業 成人用肺炎球菌予防接種事業 宇川診療所運営事業 袖志・尾和地区有害鳥獣防除施設整備事業	京丹後市

## ●民生安定事業・・・1件

事業名	事業主体
消防施設(消防ポンプ自動車)	京丹後市

## ●障害防止事業・・・1件

事業名	事業主体
尾和用水路改修事業	京丹後市

## 【交通環境整備関係】

## ●道路改修事業（補助金）・・・3件

事業名	事業主体
浜丹後線(上野平バイパス、宮バイパス) 間人大宮線 網野岩滝線(外村バイパス)	京都府

## ●工事費（原因者負担金）・・・1件

事業名	事業主体
178号線(袖志工区、カマヤ工区)	京都府

## 【再編交付金事業】



袖志・尾和地区有害鳥獣防除施設整備事業

## 【道路改修事業】



浜丹後線（宮バイパス）

# 府道浜丹後線（宮バイパス） 府道間人大宮線（大門橋） 開通式



浜丹後線（宮バイパス）



間人大宮線（大門橋）

## 補助事業等実績①

## ●再編交付金事業

再編関連特定 周辺市町村	京丹後市
交付期間	平成25年度～同30年度までの6年間
交付総額	約32億1千万円(通知額)
主な実施事業 (H25～R1)	<p>【防 災】有線放送設備(袖志・尾和)、中浜消防車庫、京丹後市ハザードマップ作成 ほか</p> <p>【教 育】小・中学校情報教育環境整備、普通教室等空調化工事、地区集会施設 ほか</p> <p>【医療福祉】市民総合検診、宇川診療所運営事業、高齢者インフルエンザ予防接種 ほか</p> <p>【公 園】袖志区区民交流広場、親子ふれあい広場 ほか</p> <p>【環境保全】衛生センター処理システム整備、廃棄物処理施設整備 ほか</p> <p>【交 通】袖志漁港操業環境整備、尾和区内道路整備、久僧中浜線改良 ほか</p> <p>【生活安全】市内LED防犯灯・防犯カメラ設置、袖志漁港中央防波堤整備 ほか</p> <p>【企業育成】袖志共同作業所、有害鳥獣防除施設、間人漁港荷捌所整備 ほか</p>
H31・R1以降は、再編交付金により造成した基金を活用し事業を実施	



情報教育環境整備



親子ふれあい広場整備助成事業(袖志区)

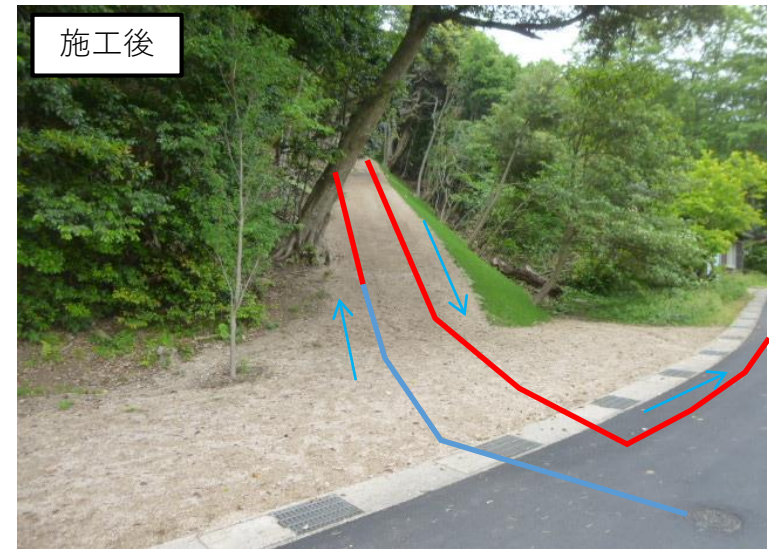


間人漁港荷捌所等整備事業(基金)

## 補助事業等実績②

### ●障害防止事業

補助金等総額(H26'~R2')	実施事業名等
事業費：約3億7千万円 国庫補助額：約3億7千万円	尾和用水路改修事業(平成26年度から継続)



尾和用水路改修事業

# 補助事業等実績③

## ●民生安定事業（一般助成）

補助金等総額(H27'~R2')	実施事業名等
事業費：約1億4千万円 国庫補助額：約 8千万円	高規格救急自動車(平成27年度) 除雪ドーザ(平成27年度) 消防ポンプ自動車(平成30年度) 救難施設(ヘリポート)【旧溝谷小】(平成28年度~同29年度) 救難施設(ヘリポート)【旧宇川中】(令和元年度)

経ヶ岬分屯基地、経ヶ岬通信所



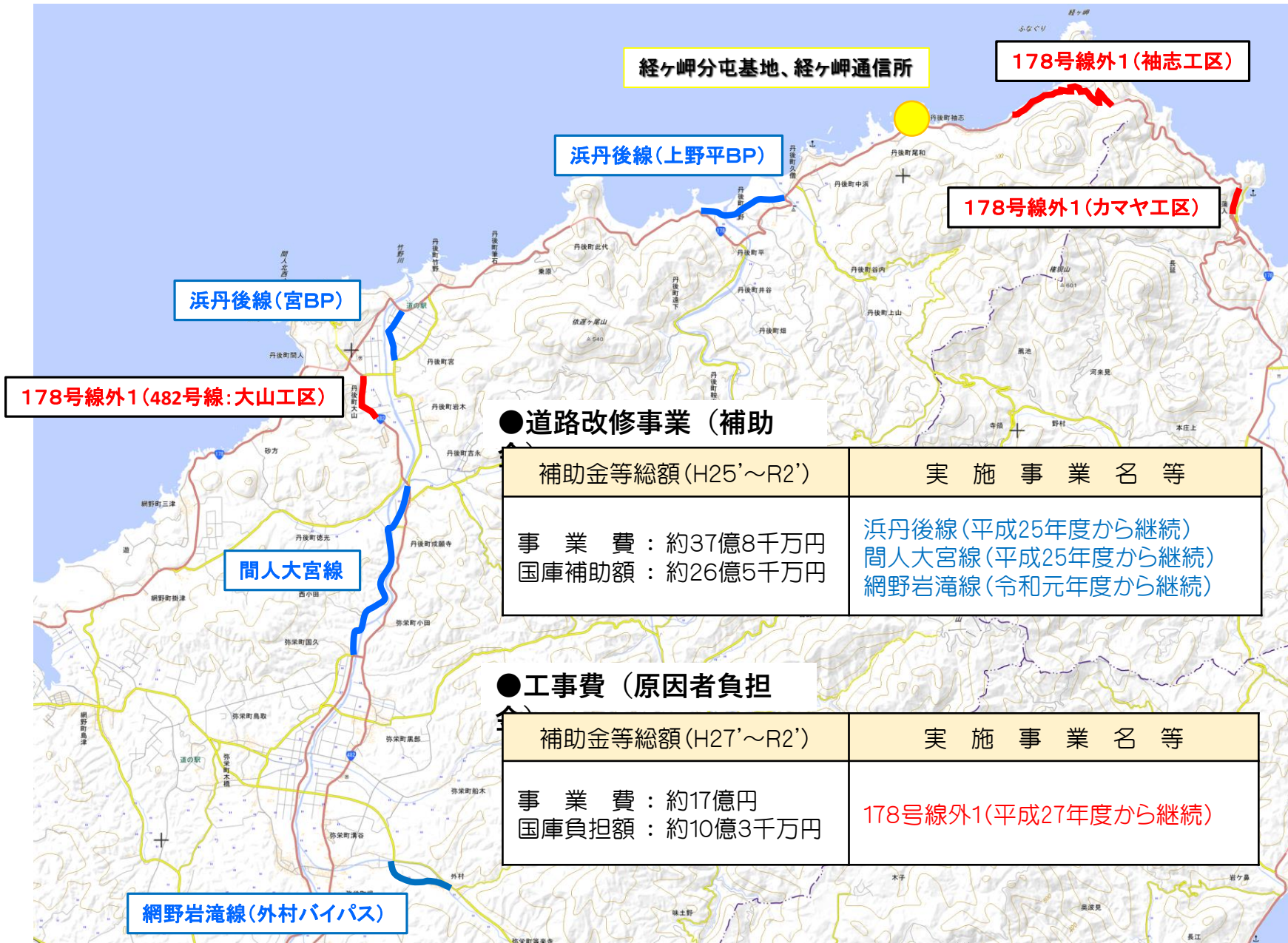
救難施設（ヘリポート）【旧宇川中学校】



救難施設（ヘリポート）【旧溝谷小学校】



# 補助事業等実績④



## ●道路改修事業 (補助)

補助金等総額(H25'~R2')	実施事業名等
事業費：約37億8千万円 国庫補助額：約26億5千万円	浜丹後線(平成25年度から継続) 間人大宮線(平成25年度から継続) 網野岩滝線(令和元年度から継続)

## ●工事費 (原因者負担)

補助金等総額(H27'~R2')	実施事業名等
事業費：約17億円 国庫負担額：約10億3千万円	178号線外1(平成27年度から継続)



# 米軍経ヶ岬通信所及びその周辺地域上空における ドローン等の飛行禁止に係る周知・広報看板

【看板デザイン】

## ドローンの規制についてのお知らせ

**小型無人機等飛行禁止法により指定されている  
自衛隊施設／米軍施設その周辺地域（周囲約300m）  
の上空におけるドローン等の飛行は、  
原則として禁止されています。**

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

**Drone Regulation Notice**

Drone flights are prohibited over and within approx. 300-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones, police officers, etc. may take necessary measures for security. The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね300mの  
地域の上空  
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の  
敷地・区域の上空  
(レッド・ゾーン)

**ドローン飛行禁止  
NO DRONE ZONE**

※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止区域においてドローン等を飛行させる場合、後述にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

【設置場所】（3カ所）



● … 掲示位置